

# 第 1 5 5 1 回 島根県教育委員会会議録

日時	平成 2 9 年 6 月 1 2 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 6 時 0 8 分
場所	教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

### －開 会－

### －公 開－

#### (報告事項)

- 第14号 島根県立美術館協議会委員の委嘱について（総務課）
- 第15号 平成30年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験について（学校企画課）
- 第16号 平成30年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の出願状況等について（学校企画課）
- 第17号 「島根県教育職員育成指標」の策定について（学校企画課）
- 第18号 平成29年度食の縁結び甲子園について（教育指導課）
- 第19号 平成29年度「国体選手競技力レベルアップ月間」について（保健体育課）
- 第20号 島根県社会教育委員の異動について（社会教育課）

————— 以上原案のとおり了承

### －非公開－

#### (議決事項)

- 第5号 平成30年春の叙勲候補者の推薦について（総務課）
- 第6号 平成30年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について（教育指導課・特別支援教育課）

————— 以上原案のとおり議決

#### (協議事項)

- 第2号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）
- 第3号 平成30年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について（教育指導課）

————— 以上資料に基づき協議

#### (報告事項)

- 第21号 国指定文化財（名勝・天然記念物）の指定について（文化財課）

————— 以上原案のとおり了承

## II 出席者及び欠席者

### 1 出席者【全員全議題出席】

鴨木教育長 広江委員 森委員 藤田委員 浦野委員 出雲委員

### 2 欠席者

なし

### 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
松本教育次長	全議題
小仲参事	公開議題
野口参事	公開議題、報告第21号
村木教育センター所長	公開議題
仁科総務課長	全議題
内田総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
門脇教育施設課管理監	公開議題
福間学校企画課長	公開議題、協議第2号
津森県立学校改革推進室長	公開議題
常松教育指導課長	公開議題、議決第6号、協議第3号
竹下教育指導課管理監	公開議題
村本子ども安全支援室長	公開議題
柿本教育指導課上席調整監	公開議題、協議第3号
佐藤特別支援教育課長	公開議題、議決第6号
佐藤保健体育課長	公開議題
秦健康づくり推進室長	公開議題
前田社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題、報告第21号
広江文化財課管理監	公開議題
吉本福利課長	公開議題
山本教育センター教育企画部長	公開議題
堀学校企画課企画幹	協議第2号
笠柄学校企画課企画人事主事	協議第2号
熊谷教育指導課企画幹	議決第6号
三原教育指導課企画幹	議決第6号
小林教育指導課企画幹	協議第3号
田村教育指導課指導主事	協議第3号
山根特別支援教育課指導主事	議決第6号
椿文化財課調整監	報告第21号

### 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

三浦総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課企画員	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

鳴木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	0件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	7件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	2件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	出雲委員	

**(報告事項)**

**第 14 号 島根県立美術館協議会委員の委嘱について (総務課)**

○仁科総務課長 報告第 14 号島根県立美術館協議会委員の委嘱についてご報告する。

資料 1 の 1 ページをご覧ください。島根県立美術館の管理運営は知事部局へ委任している。一方、博物館法に基づき設置している島根県立美術館協議会の委員の任命に関する事務については委任していないため、教育委員会で手続きを行っている。本日は、今年 5 月末をもって、任期が満了した島根県立美術館協議会委員について、教育長専決で新たな委員を任命したので、その内容をご報告するものである。新しい委員の任期は、1 にあるとおり平成 29 年 6 月 1 日から 2 年間である。

委員名簿については、資料 1 の 2 ページをご覧ください。委員の人数は 14 名。再任 11 名、新任 3 名である。新任は、名簿の 4 の島根県高等学校美育研究会事務局長の竹田茂委員、5 の島根県造形教育研究会会長の松本真理委員、14 の神奈川県立近代美術館長の水沢勉委員である。

――原案のとおり了承

**第 15 号 平成 30 年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験について (学校企画課)**

○福間学校企画課長 報告第 15 号平成 30 年度島根県市町村立小・中学校校長・教頭採用・昇任候補者選考試験についてご報告する。

資料 2 の 1 ページをご覧ください。1 は、管理職に求められる資質能力を 4 点挙げている。これは、平成 26 年 9 月策定の本県「学校管理職等育成プログラム」より引用している。2 は、スケジュールである。既に要項は配布しており、7 月 6 日に願書提出、第 1 次の筆記試験を 8 月 21 日、面接と第 2 次試験を資料記載の日程で実施する。会場は、第 1 次試験は各教育事務所単位で、第 2 次試験は松江、浜田の会場で実施する。内容は、校長昇任、教頭昇任ともに筆記試験として、客観テスト 60 分、論述試験 90 分を実施し、教頭のみ 15 分程度の面接試験を、各教育事務所単位で実施する。第 2 次試験では、30 分程度の面接試験をそれぞれ行う。

名簿登載者数は、小学校・中学校をあわせ、校長は 50 名程度、教頭は 60 名程度を予定している。これは、資料 2 の 2 ページの参考 1 に記載している退職予定者数及び管理職の年齢構成などから計画的に定めているものである。受験資格は、校長については、教頭あるいは教頭職を 3 年以上経験した 45 歳以上の者であること、教頭につい

ては、本県の市町村立学校で5年以上の経験を有する教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員で、Bにあるように40歳以上で人事異動ルール解消者であることを要件として定めている。

なお、参考2についてであるが、倍率は低下傾向にあり、特に教頭は一昨年の3.0倍から昨年は2.8倍に低下している。先般も、教育施策説明会において、小中学校の校長に対し対象者に受験を勧めるよう依頼したところである。女性受験者の確保も含め、長期的に取り組むべき課題であると認識している。

○広江委員 名簿登載予定者数について、小学校の教頭は40名であるが、今年度末の退職予定者は小学校の校長と教頭を合わせて50名であり、充足していないのではないかと。

○福間学校企画課長 新たな名簿登載者だけではなく、既に名簿登載されている待機者を含めると十分足りる状況である。ただし、長期的に考えると数年後には不足が生じるので年齢構成を踏まえながら継続的に取り組んでまいりたい。

○出雲委員 受験資格について、校長と教頭のいずれにもある「島根県教育委員会が適任と認めた者」とは、どのような者であるか。

○福間学校企画課長 校長受験者は、現場の教頭あるいは教育委員会事務局の教頭職の者、教頭受験者は、現場の教員あるいは教育委員会事務局の職員が多く、これを適用した例はあまりない。例えば、他機関への出向者など、同等と認められる者の場合に、教育委員会で認めることとしている。

○鴨木教育長 これは、受験資格であるため、受験者側で自分が該当するかを判断することはできない。教育委員会が適任と認めた者として受験したい場合は、本人からの相談を受けて判断をすることとなる。

○鴨木教育長 倍率が低下傾向にある状況を、どのように分析しているか。

○福間学校企画課長 様々な要因があると思っているが、これが決定打であるというところまでは分析しきれていない。年齢構成で、受験年齢に達する者が減少してきていることも、要因として考えられる。また、男女比で女性の割合が増加傾向にある中で、女性の受験を促していくためには、様々な配慮をしていかなければならないと考えている。受験資格にある人事異動ルールについても、今後検討が必要ではないかと考える。受験倍率があまり低下すると問題があるため、様々な要因を検討しながら長期的に取り組んでいきたい。

―――原案のとおり了承

## 第 16 号 平成 30 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の出願状況等について（学校企画課）

○福間学校企画課長 報告第 16 号平成 30 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の出願状況等についてご報告する。

資料 3 の 1 ページをご覧ください。出願の全体の状況についてである。(1)出願者数は 1,258 人で、昨年に比べ 20 人の減となった。倍率も 5.7 倍と若干のダウンとなっている。職種別では、小学校では増減なし、中学校では採用者数を増やしたこともあり、31 人の増となった。高等学校は 26 人の減であるが、13.0 倍と高倍率となっている。特別支援学校では 15 人の減で、倍率は 3.5 倍と小学校を下回る状況である。養護教諭は 15 人の減である。栄養教諭は、3 人の増で 16.5 倍の高倍率である。障がいのある方を対象とした募集には、2 人の出願があった。なお、この資料では、高等学校教諭の中に含まれているが、フェンシング競技の特別体育専任教員への出願もあった。

次に、(2)特色ある採用への出願状況についてである。①小学校の算数・理科分野で高い専門性を持つ者、これは中学校の数学、理科の免許を持つ者であるが、出願は 20 人と昨年並みであった。②中学校の特別支援教育担当教員については、13 人と昨年より 5 人増えている。③石見・隠岐地域限定採用については、小学校では 32 人と 8 人減、中学校では 69 人と 19 人増であった。高等学校は、13 人と昨年並みである。

特例による試験免除の者については、④他県の正式採用者への試験免除での出願は 61 人でほぼ昨年並み、⑤昨年度第 2 次試験結果による試験免除は 9 人で昨年より減っている。これは、高校音楽の募集が今回はないことが影響している。⑥県内講師の昨年度第 2 次試験受験者への試験免除は 189 人で昨年並みである。

続いて、試験内容についてである。第 1 次試験については、一般教養・教職教養・専門教養についての筆記試験を 7 月 16 日に松江市内の二つの高校で実施する。第 2 次試験については、小論文・面接・模擬授業等・実技試験を、8 月 26 日から 9 月 2 日にかけて行う。試験結果の情報提供については、希望する者へ各試験結果を A, B, C の 3 段階で通知する。

○鴨木教育長 学校企画課では、優秀な方々に受験していただくため、大学の教育学部などでリクルート活動を行っているが、学生側の島根県の教職員になりたいという意欲をどのように感じているか。

○福間学校企画課長 担当者が 30 の大学を訪問したが、関心のある学生は多く、どの大学でも非常によく話を聞いてもらったと感じている。大学訪問時に話をした学生が出願するなど、活動の成果はあったと考えられる。もっと訪問できればというところもあるが、今後もいろいろ考えながら取り組んでいきたい。

○鴨木教育長 他県で既に正式採用されている現職教員の受験者が、昨年並みの 61 人

でかなりの規模に上っている。このことは、リクルート活動による成果であるか、それとも制度が浸透している結果であるか、どのような認識であるか。

○福間学校企画課長 他県の教育委員会に勧誘することはできないため、公式なルートでの活動は難しいと考える。ただ、島根に帰ってきたい希望者はいるので、UIターンフェアなど、あらゆるチャンネルを通じてPRを進めたいと考えている。

○広江委員 中国地方の各県、政令指定都市の第1次試験日は、同日であるか。

○福間学校企画課長 概ね統一されているが岡山県などは異なる。以前は同一日で一致していたが、現在は前倒しで実施している県もある。

○浦野委員 リクルート活動で訪問する大学の学部は教育学部が中心であるか。

○福間学校企画課長 教育学部は必ず訪問しているが、高校の専門科に必要な工業や農業等の学部も訪問するようにしている。今年は、水産の学部をもっと訪問できたらよかった。

○鴨木教育長 水産教育に関しては、全国で水産高校が縮小傾向にある中で、島根県は水産高校2校を堅持し、大型実習船も再整備をしたところである。水産教育を志す者は、島根県の水産教育に関して一定程度の認識はあるのではないか。

――原案のとおり了承

## 第17号 「島根県教育職員育成指標」の策定について（学校企画課）

○福間学校企画課長 報告第17号「島根県教育職員育成指標」の策定についてご報告する。

資料4の1ページをご覧いただきたい。平成29年4月1日に教育公務員特例法が改正され、任命権者たる教育委員会が、校長及び教員としての資質の向上に関する指標を策定することとなり、そしてその指標を踏まえ研修の計画を立てることとなった。本県では、これを「島根県教育職員育成指標」として作成する。作成にあたっては、法に基づき、島根大学や市町村教育長等からなる協議会を設け協議を行った後に、教育委員会会議にて審議いただき、議決を受けることとする。

次に、本県の教員の人材育成に関する状況である。これまでの動きとしては、平成26年7月に「第2期しまね教育ビジョン21」を策定し、施策として学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立に取り組むとしている。それにより、平成26年9月には学校管理職等育成プログラムを策定し、平成27年2月に島根県公立学校教員人材育成基本方針を策定した。平成28年3月には、島根県教職員研修計画を改訂してきているところである。

本県の教員に求められる資質能力としては、平成27年2月に定めた人材育成基本方針において、今回策定する指標と同様である、教員のキャリアステージに応じた育成すべき資質能力を示している。資料4の4ページの図をあわせてご覧いただきたい。新規採用から6年目までを自立・向上期、7年目から11年目までを充実期、それ以上を発展期として、それぞれの段階で育成する資質能力を、向上心、児童生徒理解、コミュニケーション力、実践的指導力、あるいは探究心、専門的な知識・技能・同僚性、更に企画力、連絡・調整力、人材育成力などを示している。

このようにして取り組んできたところであるが、資料4の1ページ参考にあるように、平成27年12月には中教審答申「これからの時代の教員に求められる資質能力」として、これまで不易とされてきた資質能力に加え、自律的に学ぶ姿勢を持ち、時代の変化に応じて求められる力を生涯にわたって高めていく力や、情報を適切に収集・選択・活用する能力や知識を構造化する能力が必要とされている。また、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善、道徳教育の充実、小学校における外国語教育、ICT活用、発達障がいを含む特別支援教育など新たな課題に対応できる力量が必要であるとしている。そして、「チーム学校」の考えの下、多様な専門性を持つ人材が効果的に連携・分担し、組織的・協働的に諸課題の解決に取り組む力の醸成が必要であるなど更なる教員の資質能力の向上が求められている状況にある。こういったこれからの教員に求められる資質能力も含め、教員の成長の段階における、育成の指標を検討していくことになると思う。

資料4の2ページをご覧いただきたい。今後のスケジュールである。9月までに、教育センターや島根大学と連携し、指標の原案を作成する。10月には第1回協議会を開催、11月に第2回協議会を開催したいと考えている。協議会で検討した案をもとに、10月と12月の教育委員会で審議いただく予定である。協議会の構成員については、教育委員会と島根大学、それから教員養成課程を持つ島根県立大学、市町村教育長会、そして校長会などの団体の代表者をもって構成する予定である。

○鴨木教育長 協議会を組織して育成手法について議論をし、教育委員会会議でも協議を重ねながら年末あたりを目処に、育成指標を決定していく。教員にどのような力を身に付けてもらいたいのか、どのように伸びてほしいのかといった議論になろうかと思う。今後、事務局で様々な原案を検討していく上で、あるいは協議会の議論の参考にしていただく上でも、教育委員の意見は大きな方向性を示す意義があると思われる。

○森委員 チーム学校という考え方のもとでは、教員同士のコミュニケーション力が大事である。報告、連絡、相談はもちろんのこと、お互いの気持ちを通じ合わせる資質が求められる。そして、不規則な生活の子どもたちもみられる中で、まず教員自身が規則正しい生活を送り、子ども達を指導する資質が必要であると思われる。

○浦野委員 自分がかつて教員であった時に求められていた以上のものが要求されて

いることを、ひしひしと感じる。特に、資料にあるこれからの時代の教員に求められる資質能力の2点目、アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善以下に5項目記載されており、外国語ができなければならない、パソコン等IT機器も使えなければならない、発達障がいのある子ども達への対応など多くのことが要求されており、大変であると率直に感じた。教員の多忙が問題となる中、このようなことが求められると、多忙を更に増長させる懸念もあるが、現場の教員はよく頑張っておられると思う。

○鴨木教育長 このような育成指標を形にすることを通じて、背中を押してもらっていると現場の教員に受け止めてもらえるような育成指標となることが望ましい。新たなハードルを課されたという負担感につながると、むしろ教員の意欲を減退させることになり、そのようになっては困る。教員が目標を超えていくことに意欲を感じられるような育成指標の示し方が大事になるのではないか。

○出雲委員 教員は多忙な中で様々なことに取り組み大変だと思う。地域の力を大いに活用するためにも、学校内の教員同士のコミュニケーションだけではなく、地域や保護者とのコミュニケーションも必要であると考えている。

○鴨木教育長 次期学習指導要領の中でも社会に開かれた教育課程の実現が要望されており、地域の方々と連携していくにあたっては、コミュニケーションに関する力量も大切になってくるというところであろうか。

○藤田委員 資料4の3ページの法律改正の概要にあるとおり、中堅教諭等の資質向上研修に改めることによって、多忙感極まる教員の研修受講につながり、また現場を希望する教員が多い中で、このような研修を重ねていくことで、資質の向上や管理職を目指す教員が増えていくことを期待したい。

○広江委員 指標の中身については、今後議論が必要なこともたくさんあると思う。指標の作成に関しては、文部科学省が指針を示し、任命権者である島根県教育委員会が指標を作成する。作成するのは、指針ではなく指標とされていることについて、完成イメージを伺いたい。学校側がその指標を見たときに、教員の段階ごとに伸ばしていくべき能力が具体的にわかるような内容であるか。

○鴨木教育長 広江委員のご質問は、この育成指標が、研修計画にとってある意味で上位概念となるものなのか、それとも研修計画を超えて一定の経験年数を経た教員が身に付けるべき資質能力を規定するものであるのか、ということであると思われる。今後、協議会においても議論をし、指標の性格づけを定義しておくことが大事である。研修の指針になるものであれば、これに沿った研修計画を立案していけばよいが、経験年数などに応じて身に付けるべき能力を規定する性格のものであれば、現場の教員にとっては深い意味を持つことにもなりかねない。どちらの方向に位置づけるかは、今後の作業によるが大事な論点になると思われる。

また、資料4の3ページ、教育公務員特例法の一部改正の規定に、「校長及び教員の職責、経験及び適性に応じてその資質の向上を図るための必要な指標を定める」と

あり、適性という言葉があえて用いてある。このことをどう捉えるかであるが、島根県内約8千人の教員一人一人が、資料4の1ページにあるような力量をすべて持たなければならないか、それともそれぞれの適性或強み等を活かしながら、チーム学校として全体で力量を高める分担関係もこの中では意識されているのか、これも大事な論点だと思う。

○福間学校企画課長 私見が入るかもしれないが、教員はそれぞれ得意不得意なところ、適正という言葉で代弁されるようなものを持っているのではないかと思われる。学校現場では、そのよい面を出して様々な波及効果を与えていくことになる。適性に応じてとは、最低限のところでは身に付けてほしい資質能力はあると思うが、それぞれに応じて自分の能力を伸ばしていくことであると考えている。

○鴨木教育長 今のような点も協議会の中で重要な論点として議論していただくとういのではないかと。今後、事務局としての作業を進めながら、協議会にも諮ってもらうことになるため、随時、教育委員会会議でも報告をお願いしたい。

――原案のとおり了承

## 第18号 平成29年度食の縁結び甲子園について（教育指導課）

○竹下教育指導課管理監 報告第18号平成29年度食の縁結び甲子園についてご報告する。

昨年度、第1回大会を開催し、今年度は第2回大会として、平成29年11月11日に、くにびきメッセ大展示場を会場として開催する予定である。

前回大会からの主な変更点は三つである。概要に触れながらご説明する。資料5の2ページをご覧ください。大会名は、「食の縁結び甲子園～地域を元気にする高校生アイデア料理コンテスト～」としている。縁結びの地島根で、各地域の地元食材と島根食材を組み合わせた料理コンテスト、また高校生同士の交流を縁結びと捉えて、高校生の創造力、コミュニケーション能力の育成、地域理解と貢献意欲を育てるとともに、島根についての情報発信も行っていくことを目的として開催する。

一つめの大きな変更点は、昨年度は県を実施主体としていたが、今年度は、食の縁結び甲子園実行委員会を組織し、実行委員会形式で実施する。実行委員会の設立趣旨については、資料5の5ページをご覧ください。昨年度の大会の成果等も踏まえ、生徒同士の交流を通じた高校生達の活躍をより多くの方々に見ていただきたい、むしろこうした県民また全国の高校生なども参加する大会を、島根の農産物や食文化など豊富な地域資源を情報発信する貴重な機会と捉えて、今までの取組を更に様々な

民間事業者等とも連携しながら、より自由で柔軟な企画・立案、運営を行うことで、食の縁結び甲子園を核とする島根の食の祭典と言えるような取組へと育てていきたいと考えている。このため、今回は実行委員会形式で、様々な機関のご協力をいただきながら事業を実施していく考えである。具体的な組織については、資料5の6ページをご覧ください。県予選大会を実施するLPガス協会、また農林水産部を副会長とし、JA、観光部局、島根県物産協会など様々な機関にご協力いただくこととしている。

次に、資料5の2ページの6をご覧ください。今回も、昨年同様、調理の部、プレゼンテーションの部の二つの部に分けて実施し、調理の部の料理テーマは、①のとおり地域を元気にするお米を使った縁結びランチをテーマに取り組む。2点目の大きな変更点は、料理条件の島根の食材である。昨年度は、島根和牛、しいたけ、しじみから1品以上選び、出場チームのPRしたい地元の食材と組み合わせた料理としていたが、今年は、島根和牛をこめたまごに変更する。資料5の7ページをご覧ください。こめたまごとは、島根県産の米が10%以上配合された餌を与えて生産された卵である。県内四つの養鶏農家が、美味しまね認証を取得して生産に取り組んでいる。島根和牛も食材として非常に評判は良かったが、今回はこめたまごを活用することで調理の幅が広がると思われる。高校生達の創意工夫や感性でチャレンジしてもらいたいと考えている。また、プレゼンテーションの部については、昨年と同様に料理に込めた地域を元気にするポイント等について、プレゼンテーションを行う。

出場チームは、全国7ブロックの代表が7チームと、島根県から開催県代表として2チーム、審査委員特別枠1チームの合計10チームの出場を予定している。ブロック大会の審査については、各学校から提出された構想シートを審査し代表チームを決定する。開催県代表については、予選大会を9月16日にLPガス協会と連携して開催する。

続いて表彰についてである。こちらが三つ目の大きな変更点であるが、評価の採点配分の比重を、調理の部を2、プレゼンテーションの部を1とし、調理の部に評価比重を重くした。昨年度は、1：1としていたところであるが、審査委員から食べた感想よりもプレゼンテーションの印象で大きく順位が逆転してしまうのではないかなど、様々なご意見があった中で、今年度は2：1としたところである。

最後にスケジュールであるが、5月18日に第1回実行委員会を開催し、実施要項について了承いただいた。現在、この事業の受託事業者の公募を行っているところである。受託事業者決定後、出場チームの募集を7月18日から9月1日まで、夏休み前後の生徒が学校にいる時期を含めた期間で行う予定である。大会の開催前に、また状況等を改めてご報告する予定である。関係機関等と連携しながら、より大会が充実するよう取り組んでいきたい。

○藤田委員 とても期待している。卵は、子ども達が使いやすい食材であり、料理の

幅も広がる。審査委員の特別代表枠については、島根県の特別枠であるか、それとも全体の特別枠であるか。

○竹下教育指導課管理監 全体の中で次点のチームを選ぶ。

○森委員 ゲスト審査員はどなたか。

○竹下教育指導課管理監 昨年度はマロンさんに審査いただいたが、今年度は受託事業者の公募にあたり、審査員として著名な方の推薦や確実性などについて提案を受けするため、それを踏まえて決まることになる。

○森委員 大会名称の表記に開催回数につけないのか。

○竹下教育指導課管理監 年度表記としていたが第2回をつけることとしたい。

○鴨木教育長 全国の高校や特別支援学校への募集等に関する情報発信はこれから行うことになるので、どちらの方がインパクトがあるかを考えて検討いただきたい。

○浦野委員 ブロック代表の選出には予選大会が実施されるか。

○竹下教育指導課管理監 提出された構想シートを事務局で審査のうえ選考する。

○鴨木教育長 まだ2回目であり、今後、実績を積み重ねて応募校の数が増えていけば、ブロック単位で予選大会を行うことも将来的にはあるかもしれない。この大会をこれから大きく育てていこうとするところであり、学校選考の方法については去年の方法を踏襲したい。現在、受託事業者を公募手続きで選考しているところであるが、受託事業者が確定し内容の細部が決定するのはいつ頃の予定か。

○竹下教育指導課管理監 今週中に受託事業者の選定を行い、契約締結後、7月上旬には全国へ周知をしていく予定である。

―――原案のとおり了承

#### 第19号 平成29年度「国体選手競技力レベルアップ月間」について（保健体育課）

○佐藤保健体育課長 報告第19号平成29年度「国体選手競技力レベルアップ月間」についてご報告する。

例年7月を国体競技力向上に向けてのレベルアップ月間とし、強化練習会を中心とした取組を進めてきた。今年は、7月から8月の2か月をレベルアップ月間と定めた。毎年、国体終了後、各競技団体と個別にヒアリングする機会があり、レベルアップ月間の持ち方についても意見交換を行った。その中での意見や、8月20日頃に中国ブロック大会が集中開催されること、国体前に競技団体が行う強化練習会等の実施時期に幅があるため、それに合わせて期間を拡大したものである。競技団体と調整した

ところ、資料6の2ページにあるように7月1日から30日までの土日を中心に強化練習や合同合宿が開催され、教育委員会や県体育協会の激励訪問を計画している。

また、新たな試みとしてレベルアップ月間ののぼりも作成した。県立体育施設や重点校に設置し、レベルアップ月間のPRや意識高揚に役立てたいと考えている。

今年の国体は、9月30日から10月10日までの間、愛媛県で開催される。昨年の岩手国体の順位は45位で、直近上位である44位の沖縄とは70点という開きがあった。レベルアップ月間において激励訪問を実施することにより、選手や監督の皆さんの意欲も更に向上し、来るべき愛媛国体での活躍に繋げていきたいと考えている。

――原案のとおり了承

## 第20号 島根県社会教育委員の異動について（社会教育課）

○前田社会教育課長 報告第20号島根県社会教育委員の異動についてご報告する。

資料7の1ページ、7の2ページをご覧ください。社会教育に関する事項について議論等をいただき、県の社会教育委員に、このたび3名の異動があった。委員の推薦をいただいている団体内部における異動に伴う方が2名である。島根県国公立幼稚園・子ども園長会の井上晴美委員と、島根県町村教育長会の土居達也委員にご就任いただくこととなった。また、学識経験者としてご就任いただいていた村尾前委員から退任の意向があったことに伴い、生涯学習・社会教育に携わる方を、同じ隠岐地区から人選を行った。その結果、隠岐島前高校と連携した公設塾で、教科指導だけでなく「自分を知る」「社会を知る」ためのカリキュラムを実践しておられる、海士町の隠岐國学習センターの豊田庄吾センター長にご就任いただくこととなった。新たにご就任いただいた委員の任期は、他の委員と同様に、平成30年6月23日までである。

――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

―非公開―

（議決事項）

第5号 平成30年春の叙勲候補者の推薦について（総務課）

―――原案のとおり議決

**第 6 号 平成 30 年度使用教科用図書採択に向けた今後の進め方について（教育指導課・特別支援教育課）**

―――原案のとおり議決

**（協議事項）**

**第 2 号 教職員の懲戒処分について（学校企画課）**

―――資料に基づき協議

**第 3 号 平成 30 年度島根県公立高等学校入学者選抜の基本方針について（教育指導課）**

―――資料に基づき協議

**（報告事項）**

**第 21 号 国指定文化財（名勝・天然記念物）の指定について（文化財課）**

○丹羽野文化財課長 報告第 21 号国指定文化財（名勝・天然記念物）の指定についてご報告する。

6 月 16 日に開催される予定の国の文化審議会に、島根県内の文化財 2 件が諮問されることになった。これまでの経過から考えると、文化審議会で審議の上、答申が得られる見込みである。

1 件目は、奥出雲町にある櫻井氏庭園である。松江藩鉄師頭取を務めた櫻井氏の住宅に造られた庭園で、住宅は既に重要文化財に指定されている。写真をご覧ください

とわかるように、大変美しい庭園である。ほぼ住宅と同じ時期に造られたものと思われる。2件目は、琴ヶ浜である。日本有数の鳴き砂浜として著名な砂浜である。今後保護していく必要があるということで、天然記念物として指定される見込みである。

○鴨木教育長 公表日はいつであるか。

○丹羽野文化財課長 報道解禁は6月16日17時以降である。

○森委員 砂浜の部分が年々狭くなっていると聞くが、手の施しようがあるか。

○丹羽野文化財課長 供給される砂の量と、流される砂の量の関係であり、砂の流出を防ぐ措置を考えなければならない時期がくる可能性がある。

○森委員 昔は砂浜を使って運動会を実施していた頃もあったが、今はとても狭くなっており、できなくなってきたと聞く。

○丹羽野文化財課長 琴ヶ浜は目立って狭くなっているわけではないが、どこの砂浜も以前と比べれば河川改修により砂の供給量が減っている。将来は対処する必要があると出ている可能性がある。

○椿文化財課調整監 琴ヶ浜は、以前テトラポットを設置していたが、音が鳴らなくなったため撤去した。その後は回復し、現在は安定している。以前に比べると、安心できる状況であると聞いている。

○丹羽野文化財課長 砂が鳴るためには、細かい粘土は沖へ流れなくてはならないが、テトラポットを置くと粘土が流れなくなる。

○藤田委員 櫻井氏庭園はすばらしいが、観覧は可能であるか。

○丹羽野文化財課長 可部屋集成館という美術館が隣接しており、主屋を観覧することが可能である。主屋の奥の間からこの庭園を見ることができる。また、周囲も非常によい景色であり、将来的には周囲の借景部分も含めて名勝としてはどうかという方向性も出ている。

―――原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 16時08分